

航空自衛隊による嘉手納飛行場の共同使用に対する意見書

本年3月10日午前、那覇基地の航空自衛隊は、地元の市と町でつくる「嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会」の訓練の中止を求める抗議・要請を無視し、米軍嘉手納基地内で初めて地対空誘導弾パトリオット（PAC3）の機動展開訓練を強行した。

報道によると航空自衛隊は、自衛隊施設以外で行う同様の訓練を全国で展開する方針を示し、15日にも那覇基地の南西航空警戒管制団から移動式レーダー装置等10両、約20人が参加し、展開訓練をさらに強行実施した。

本町議会では、ことあるごとに基地機能強化に繋がる訓練等に対し抗議決議及び意見書を決議し、関係機関に対し抗議要請してきたにも関わらず、訓練が行われたことに対し強い憤りを禁じ得ない。

日常的に過重な基地負担を強いられている嘉手納基地周辺住民にとって、今回の共同使用は、さらなる基地負担を懸念されるものであり、米軍再編協議で合意された基地負担軽減に逆行しており、到底容認できるものではない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 軍事目的の自衛隊による嘉手納飛行場の共同使用を行わないこと。
- 2 米軍嘉手納飛行場の負担軽減を速やかに行うこと。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長